

令和6年12月24日

東京二十三区清掃一部事務組合

世田谷清掃工場建替事業 環境影響評価書案説明会 におけるご意見・ご質問への見解について

・説明会の開催状況

対面型説明会（参加者数 29 名）

	日 時	参加者数	会 場
第 1 回	令和6年11月1日（金） 午後7時00分～午後7時42分	15名	世田谷清掃工場 見学者説明室
第 2 回	令和6年11月2日（土） 午前10時00分～午前10時55分	9名	
第 3 回	令和6年11月2日（土） 午後2時00分～午後3時26分	5名	

Web 型説明会（映像配信）

HP 掲載期間	令和6年10月11日（金）午前9時から11月11日（月）午前9時まで
---------	------------------------------------

・皆様からのご意見・ご質問とそれに対する見解等

住民説明会において住民の皆様からは、様々なご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の要旨と、それに対する当組合の見解等を以下にお示しします。

1 環境影響評価について

(1) 全般

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	本事業の環境影響評価に係る調査業務は、どこの業者が実施したのか。	国際航業株式会社が業務を受託し、調査等を行っています。
2	大気汚染について、「工事用車両のタイヤ洗浄などを行い、粉じんの飛散及び発生防止に努めます」とあるが、その際の排水処理はどうするのか。	現場に仮設する汚水処理設備により、下水排除基準に適合するよう処理をしたのち、公共下水道へ排水します。
3	処理能力が倍になっているということは、搬入にくるごみ収集車の数も倍に増えるということか。	処理能力に応じてごみ収集車の数も増加します。 本事業の環境影響評価を進めるに当たり、定格処理能力から算定したごみ収集車台数は708台/日としています。
4	予測値について去年実施した現況調査の生データを確認したい。	現況調査の数値等のデータについては「環境影響評価書案―世田谷清掃工場建替事業―」の本編及び資料編でご確認いただけます。
5	建設工事と稼働後のことで環境影響評価をしているが、工事の中に具体的な解体工事のことが記載されていないのではないか。	環境影響評価書案の工事の施行中では、解体工事と建設工事の両方を対象としています。 例えば、大気汚染では、解体工事を含め工事期間の中で建設機械や工事用車両が排出するガスが最もピークとなる時期を予測し、評価しています。
6	土壌汚染の調査結果のところでは基準値以下と記載があるが、具体的な数値の記載がない。その数値は出して欲しい。	土壌汚染の調査結果については、「環境影響評価書案―世田谷清掃工場建替事業―」の本編及び資料編に記載しております。

(2) 大気汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	煙突排ガスの有害物質の測定が、煙突出口ではなく、地上である理由はなぜか。	大気汚染については各物質の環境基準を評価の指標としています。そのため、人が通常生活し呼吸する面の高さとして、地上で測定しています。
2	処理能力が倍になるが、実績のある焼却方式への変更や新しい設備になることにより、煙突から排出される有害物質の量は減るという理解でいいか。	排ガスに含まれる有害物質については、清掃一組では自己規制値という法令に基づく規制値よりも厳しい基準を採用しています。 計画施設においても、最新の排ガス処理施設を導入し、煙突出口における自己規制値を遵守することで環境に配慮していきます。

(3) 廃棄物

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	<p>廃棄物はどのような形で再資源化するのか。</p>	<p>建設発生土については、一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出します。</p> <p>また、工事中に発生するコンクリート塊は細かく破碎して、再生骨材等として利用します。</p> <p>清掃一組では施設の稼働中における焼却灰資源化の取組として、民間業者による焼却灰セメント原料化、徐冷スラグ化及び焼成砂化を進めています。新工場についても同様の再資源化を想定しています。</p>
2	<p>焼却灰はどこに埋立てするのか。</p>	<p>中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分を行っています。</p>

(4) その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	<p>評価書案の縦覧場所について、縦覧場所は東京都環境局や世田谷区的环境政策部等、世田谷清掃工場の近隣に住んでいる者としては、遠い。</p> <p>周辺の公共施設等に置かないのか。</p> <p>また、意見の募集期間も短いと感じる。</p>	<p>縦覧については、東京都環境局が主体となり、東京都環境影響評価条例に基づき住民の皆様に評価書案の内容を周知するため、定められた期間及び場所にて評価書案を縦覧し意見を募集しています。</p> <p>なお、東京都環境局ホームページや清掃一組ホームページでも閲覧できます。</p> <p>縦覧の期間については、公示の日から30日間と定められており、意見の募集期間については公示の日から45日間と定められています。</p> <p>なお、縦覧場所とは別に、世田谷清掃工場のほか、世田谷区役所区政情報センター、砧総合支所等にも書類図書を設置しています。</p> <p>※現在は設置を終了しています。</p> <p>縦覧期間 10月11日(金)～11月11日(月) 意見募集期間 10月11日(金)～11月25日(月)</p>

2 建替事業について

(1) 事業計画に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	ガス化溶融炉から火格子式の処理方式を選択した理由はなにか。	今回採用を計画している処理方式は火格子（ストーカ）式焼却炉で、清掃一組で最も多く採用されており、600 t /日規模のごみの焼却を安定して行うことができるとして採用しました。
2	令和4年度に実施した建替計画素案説明会では煙突は再利用すると説明したのではないか。	建替計画素案説明会では、煙突を建て替える際に、現在の煙突のデザインを継承すると説明しています。 なお、昨今の建設費の高騰等を鑑み、安全性に問題がないことを確認の上、現在の煙突の再利用も検討しております。
3	今後、人口の減少に伴いごみの量も減ると思うが、そのような中で清掃工場の処理能力を上げる意味はあるのか。 地震等の大規模災害による災害廃棄物の処理を考慮して大きくしているのか。	1人当たりのごみの排出量は減少の傾向になっていきますが、東京都の人口予測では、令和17年度まで人口は増えていく見込みとなっているため、ごみの排出量としてはほぼ横ばいで推移すると考えています。 今後、平成当初に建設した清掃工場の建替え等の整備事業を行う必要がありますが、その際の23区全体の処理能力を補うため、計画施設は600 t /日の処理能力が必要となります。

(2) 入札手続に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	プラントメーカーはどの会社がやるのか決まっているのか。	計画施設の建設に当たり、現時点でプラントメーカーは決まっていません。今後の入札手続において決定することとなります。

(3) 災害対策に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	耐震性はどうなっているのか。	現在の世田谷清掃工場と同様に、建築基準法及び構造設計指針に基づき、地震発生時に建物が倒壊しないように頑丈に構造計算を行い、耐震性を確保します。
2	計画施設の煙突について、耐震はどの程度考慮しているのか。大規模地震が起きたときも大丈夫なのか。	煙突の耐震性は工場棟など同様の基準で設計されています。建築基準法及び構造設計指針に基づき、地震発生時に煙突が倒壊しないように構造計算を行っており、地震の横揺れに耐える力（保有水平耐力）は、安全性を高めるために基準値の1.25倍で計算しています。 また、煙突は高層ビルと同じように、地震を受けたと

		きに時間とともにどのように揺れるのか、時刻歴応答解析と呼ばれるシミュレーションを行い、安全性を確認するため、問題はないと考えています。
3	<p>計画施設では、震災が来たときに、避難所として利用できるようにして欲しい。</p> <p>電気、水道、ガスが止まったときに自立して動けるのであれば、周辺の公共施設にも供給して欲しい。</p>	<p>東京都と締結した「災害時における施設使用等に関する協定」により、大規模災害発生時に清掃工場は警察・消防・自衛隊等の救出救助機関や電気・ガス等のライフライン復旧の活動拠点となりますので避難所としての区民の受入れは想定していません。</p> <p>計画施設では、災害時に区が設置する避難所等へ向かう避難者への一時的な支援として、携帯電話等の充電や情報表示盤の設置等を検討しています。</p> <p>なお、ガス等の供給につきましては、周辺の施設等に供給することは計画していません。</p>

(4) 工事に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	目黒清掃工場や江戸川清掃工場の解体工事は、仮設のテントで全部覆われた中で実施していた。今回の建替事業では全て覆って解体するのか。	<p>解体工事は、騒音・振動、粉じん等に十分配慮して実施します。</p> <p>なお、解体工法は、入札手続の中で事業者から技術提案等を受け、決定することとなります。</p>
2	騒音を測るようなものを工事中に設置して見えるような形にして欲しい。	工事中の騒音については、環境影響評価に係る調査とは別にモニタリングできるように仮囲いに騒音・振動計を設置し、リアルタイムで確認できるようにします。
3	清掃一組ホームページで煙突にアスベストが含まれるとあった。アスベストの処理については確実に行って欲しい。	<p>これまでの調査結果において、建物外壁のアスベスト使用は確認されていませんが、煙突の外壁塗装ではアスベストの使用を確認しています。</p> <p>工事においては「大気汚染防止法」「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」等に基づき、受注者がアスベスト調査を行い、含有が確認された際には、法令やマニュアル等に基づき世田谷区及び労働基準監督署と協議し、適切に処理を行います。</p>
4	解体工事及び建設工事の期間が分かったら、早めに知らせてほしい。	事業者との契約後に行う解体工事説明会にて工事期間を周知いたします。

3 工場運営

(1) 工場運営に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	夜中に白煙を目にする時があるが、何時まで燃やしているのか。24時間燃やしているのか。	焼却炉は24時間稼働しており、外気温などの条件により排ガスに含まれる水蒸気が白く見えることがあります。

(2) 還元施設に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	閉鎖されたふじみ荘では、清掃工場の熱を利用していた。 計画施設では処理能力が倍になるが熱は供給するのか。	現在、世田谷清掃工場が熱供給を行っているのは世田谷美術館のみとなります。 計画施設でも引き続き、世田谷美術館への熱供給を計画しています。
2	ふじみ荘の跡地に新たな還元施設を建てる予定はないのか。	東京都が清掃事業を行っていた当時は、清掃工場の建設に併せて近隣の区施設を還元施設として整備費用の一部を補助し、熱供給を行っていました。その後、東京都から23区に移管され、清掃工場も23区共用の財産となったことから、清掃一組では新たな還元施設の建設は行っていません。
3	熱供給については、大蔵運動公園のプールにも供給しているのか。	世田谷清掃工場は世田谷美術館には熱供給していますが、大蔵運動公園のプールには熱供給しておりません。

4 その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	近くの神社のお祭りでリサイクル商品を集めていることがあるがリペア（ごみの修理）を含めた4Rを推進していた。清掃一組でも4Rを推進しないのか。	区ごとの目標や方針によって3R等の考え方は若干異なります。 3Rにリフューズ（ごみの発生回避）を加えて、推進している自治体もあると認識していますが、清掃一組としては基本的な3Rの推進を各区と連携しながら進めていきたいと考えています。
2	リチウムイオン電池の処分について、ごみ収集車両の火災の原因にもなっていると聞いているため、計画施設に限らず、23区にある清掃工場でもリチウム電池を回収し、リサイクルできる体制をつくってほしい。	23区では廃棄物の収集については、リチウムイオン電池に限らず、各区で決めることとなっています。 清掃一組の施設においては、リチウムイオン電池等は火災の原因となるため、各区と連携して区民の皆様へ分別ルールを周知を図っていきます。

<p>3</p>	<p>プラスチック等への含有が話題となっているPFASやPFOSも調査の対象としてほしい。</p> <p>※「PFAS」とは有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフロアルキル化合物を総称したもので、1万物質以上あるとされており、撥水撥油剤、界面活性剤、消火剤等の幅広い用途に使用されてきました。また、「PFOS」はペルフルオロオクタンスルホン酸の略称で、PFASに含まれます。</p>	<p>現在、PFASについての環境基準や排出基準はなく、科学的知見も不足しているため、本事業については調査の対象とはしていません。また、環境影響評価は環境影響評価条例に基づき実施しており、PFASは評価対象になっていないので、調査の対象としていません。</p> <p>なお、今後、評価対象に定められた際には適切に対応していきます。</p>
----------	--	---